

## （1）国民健康保険運営協議会の役割について

### 1 国民健康保険運営協議会の設置

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、市に国民健康保険運営協議会を置く（国民健康保険法第11条第2項）。

### 2 組織

#### （1）位置付け

- ・市町村の附属機関（地方自治法第202条の3）
- ・委員は、市の特別職非常勤職員（地方公務員法第3条第2項第2号）

#### （2）構成

- ・国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織し、被用者保険等者を代表する委員を加えることができる。委員の定数は条例で定める（国民健康保険法施行令第2条）。
- ・酒田市の委員の定数は10人（酒田市国民健康保険条例第2条）

#### （3）任期

- ・委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする（国民健康保険法施行令第3条）。

【任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日】

#### （4）会長

- ・会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。会長に事故があるときは、会長選挙に準じてされた委員その職務を代行する（国民健康保険法施行令第4条）
- ・会長は、協議会を招集し、その議長となる（酒田市国民健康保険規則第3条）。

### 3 審議事項

国民健康保険の運営に関する次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申する（酒田市国民健康保険規則第2条）。

- （1）一部負担金の負担割合に関すること。
- （2）国民健康保険税に関すること。
- （3）保険給付の種類及び内容の変更に関すること。
- （4）診療施設の設置に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長において重要と認める事項

### 4 議事

委員の半数以上が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる（酒田市国民健康保険規則第5条）。

## 5 会議の公開

国民健康保険運営協議会は、原則として公開する（酒田市情報公開条例第24条）。

また、会議録を作成し、議長の指名する出席委員2名が署名しなければならない（酒田市国民健康保険規則第7条）。

会議を傍聴する場合は、2日前の正午まで国保年金課に連絡。

## 6 開催予定

8月 前年度決算等

12月 諮問

2月 新年度予算等

## 関係法令

### ○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

#### 第11条

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### ○地方自治法

(附属機関)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

### ○地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
  - 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
  - 一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
  - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるもの含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

## ○国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

### 第2条

- 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。  
(委員の任期)
- 第3条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長)
- 第4条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

## ○酒田市国民健康保険条例

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

- 第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。
- (1) 被保険者を代表する委員 3人
  - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
  - (3) 公益を代表する委員 3人
  - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

## ○酒田市国民健康保険規則

(協議会の任務)

- 第2条 条例第2条の国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて答申するものとする。
- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
  - (2) 国民健康保険税に関すること。
  - (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関すること。
  - (4) 診療施設の設置に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長において重要と認める事項

(協議会の招集)

第3条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

第4条 協議会は、市長から諮問があったときは、その都度これを聞き、速やかに答申しなければならない。

2 協議会は、前項に定めるほか、会長において必要と認めたときは、隨時招集することができる。

3 会長が協議会を招集しようとするときは、会議の目的、場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。

(協議会の議事)

第5条 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求める、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の会議録)

第7条 協議会の議事については、会議録を作成し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、国保年金課において行う。

## ○酒田市情報公開条例

(会議の公開)

第24条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議(法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

(1) 非公開情報が含まれる事項について、調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合